

## カード代替電磁的記録サービス利用者規約

### 第1条（総則）

- 1 「カード代替電磁的記録サービス」（以下「本サービス」という。）は、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が行う、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「根拠法」という。）第18条の2の各項に示されるカード代替電磁的記録の発行等事務に関するサービスです。機構はデジタル庁が構築・運用するカード代替電磁的記録発行管理システムの各機能を用いて事務を実施します。
- 2 カード代替電磁的記録サービス利用者規約（以下「本規約」という。）は、本サービスの利用に関する重要な事項について定めたものです。利用者は、本規約のほか、その基となる根拠法を遵守して本サービスを利用しなければなりません。
- 3 本規約において使用される用語の定義は、次のとおりです。
  - （1）危殆化：漏えい、滅失又は毀損すること。漏えい等ともいう。
  - （2）秘密鍵：公開鍵暗号方式における鍵の対の一方であり、カード代替電磁的記録の情報を送信する際に電子署名を作成するために用いられる鍵。
  - （3）カード用署名用電子証明書：個人番号カードに搭載された署名用電子証明書。

### 第2条（本サービスについて）

- 1 本サービスの提供対象は、個人番号カードの交付を受けている者であり、かつ本サービスの利用を申請した者（以下「申請者」という。）です。
- 2 申請者に対し発行されるカード代替電磁的記録は、根拠法に基づく基準を満たすスマートフォンに搭載されたセキュアデバイスに格納して提供されます。
- 3 カード代替電磁的記録は、当該カード代替電磁的記録の発行を受けた者（以下「利用者」という。）本人に係る情報を証明するものです。

### 第3条（カード代替電磁的記録の発行申請）

- 1 申請者は、本人に係る情報及びカード用署名用電子証明書に係る電子署名を機構に送信することで申請を行うものとします。この申請は、スマートフォンを用いて行うため、個人番号カードに搭載される電子証明書と異なり、市区町村窓口で手続は行えません。
- 2 申請者は、虚偽の申請を行ってはなりません。
- 3 既に自己に係るカード代替電磁的記録の発行を受け、当該カード代替電磁的記録が効力を失っていない申請者は、カード代替電磁的記録の発行申請を行うことはできません。

### 第4条（カード代替電磁的記録の発行）

- 1 機構は受け付けたカード用署名用電子証明書が有効であることを確認します。
- 2 確認の結果、カード用署名用電子証明書が有効であれば、機構が発行したカード代替電磁的記録を利用者に提供します。

#### 第5条（カード代替電磁的記録の有効期間）

- 1 カード代替電磁的記録の有効期間については、発行の日から起算して一月とします。
- 2 カード代替電磁的記録の有効期間が満了した場合は、第6条第1項第1号に基づき、自動発行されます。

#### 第6条（カード代替電磁的記録の自動発行）

機構は、第3条第1項の発行申請で使用したカード用署名用電子証明書が有効である限り、以下に示す場合においてカード代替電磁的記録を自動更新し、利用者に提供します。

- （1）カード代替電磁的記録の有効期間が満了したとき。
- （2）利用者の誕生日が到来したとき。
- （3）カード代替電磁的記録の利用回数が一定回数を超えたとき。
- （4）機構が、根拠法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（以下「主務省令」という）第39条の16の通知を受けた場合であって、カード代替電磁的記録利用者が機構に対し、スマートフォンの占有を回復した旨の通知を行ったとき。

#### 第7条（利用者による失効申請等）

- 1 カード代替電磁的記録の秘密鍵が危殆化した場合又は危殆化のおそれがある場合においては、利用者は、機構が運営するコールセンターに速やかに届出を行わなければなりません。
- 2 カード代替電磁的記録の利用を自発的に取り止める場合においては、利用者は、カード代替電磁的記録の失効を申請しなければなりません。この申請は、スマートフォンを用いて行うため、個人番号カードに搭載された電子証明書と異なり、市区町村窓口で手続は行えません。
- 3 カード代替電磁的記録が格納されたスマートフォンの利用を停止する場合、やむを得ない場合を除き、利用停止前に利用者の責任において、カード代替電磁的記録の失効手続を行わなければなりません。

#### 第8条（機構による失効等）

- 1 機構は、前条に定めるほか、以下に掲げる事由が発生した時は、カード代替電磁的記録を失効させます。
  - （1）根拠法第18条の2第9項第1号の規定により当該カード代替電磁的記録利

用者のカード用署名用電子証明書が失効したとき。

- ( 2 ) 根拠法第 18 条の 2 第 9 項第 4 号の規定により記録誤り等が判明したとき。
- ( 3 ) 主務省令第 39 条の 11 第 1 項第 2 号の規定により利用者の誕生日を迎えたとき。
- ( 4 ) 主務省令第 39 条の 11 第 2 項第 1 号の規定によりカード代替電磁的記録発行者署名符号又は特定カード代替電磁的記録発行者署名符号の漏えい等があったとき。
- ( 5 ) 前号のほか、電気通信回線等に関する技術上又は運用上の理由により、カード代替電磁的記録の適切な発行又は運用のために必要であると認められるとき。

2 機構は、前項 ( 1 ) ( 2 ) 又は ( 4 ) の事由によりカード代替電磁的記録を失効させた場合は、速やかに利用者にその旨を通知します。

3 機構は、第 1 項 ( 4 ) 又は ( 5 ) の事由によりカード代替電磁的記録を失効させた場合は、機構の Web 等 ( 以下単に「Web 等」という。 ) で、遅滞なくその旨を公表します。

#### 第 9 条 ( カード代替電磁的記録の利用方法に係る遵守事項 )

利用者は、カード代替電磁的記録を利用する場合、根拠法第 18 条の 3 に規定されるカード代替電磁的記録送信用プログラムを利用する必要があります。

#### 第 10 条 ( カード代替電磁的記録の紛失の届出 )

利用者は、カード代替電磁的記録を格納したスマートフォンを紛失した場合は、直ちに失効手続き又は一時利用停止を行う旨の連絡を行うものとします。

#### 第 11 条 ( カード代替電磁的記録の利用方法 )

カード代替電磁的記録は、スマートフォン本体でセキュアロックスクリーン解除のために設定した指紋認証などの生体認証又は暗証番号を用いた認証を行うことで利用できます。なお、カード代替電磁的記録を格納しようとするスマートフォンに、利用者が設定したものでない指紋認証などの生体認証などがすでに設定されている場合には、利用者は、当該生体認証などを消去しなければなりません。

#### 第 12 条 ( 秘密鍵の管理 )

カード代替電磁的記録はカード代替電磁的記録利用者の本人に係る情報を証明するものであることから、利用者は十分な注意をもって秘密鍵、当該秘密鍵が格納されたスマートフォンを安全に管理しなければなりません。

#### 第 13 条 ( 利用者の義務 )

利用者は、本サービスの利用に際して、前条に定めるほか、以下の義務を負います。

- ( 1 ) 利用者は、利用者本人に係る情報を証明する目的にのみカード代替電磁的記録を利用しなければなりません。
- ( 2 ) 利用者は、Web 等を随時閲覧し、本サービスに関する情報を取得しなくてはなりません。
- ( 3 ) 利用者は、自らの責任と負担において本サービスを利用するために必要な機器、ソフトウェア及び回線等の設備を準備しなければなりません。
- ( 4 ) 利用者は、カード代替電磁的記録を使用するに当たっては前各号に基づき自らの責任のもとで判断して使用しなければなりません。

#### 第 14 条（一般的禁止事項）

利用者による、以下に該当する行為又はそのおそれのある行為を禁止します。

- ( 1 ) 公序良俗に反する行為
- ( 2 ) 法令に違反する行為
- ( 3 ) 本サービスの運営を妨げたり、信用を毀損したりする行為
- ( 4 ) 本サービスの他の利用者に不利益を及ぼす行為

#### 第 15 条（利用者に係る罰則）

機構に対し、偽りその他不正の手段によりカード代替電磁的記録を発行させた者は、根拠法第 55 条の規定に従い、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金の刑に処されます。

#### 第 16 条（個人情報の取扱い）

- 1 機構は、利用者の個人情報を適切に取り扱います。
- 2 機構は、根拠法の規定に基づく場合又は法執行機関より法的根拠に基づく情報開示請求があった場合を除き、知り得た個人情報を利用者以外の第三者に供与しないものとします。

#### 第 17 条（情報提供、公表及び通知）

- 1 機構から利用者への通知方法は、電気通信回線を通じた通知等、機構が適当と判断した方法により行うものとします。
- 2 機構は、本規約等その他利用者がカード代替電磁的記録を利用するに際して必要又は重要な情報を Web 等において公表します。

#### 第 18 条（サービスの一時停止）

機構は、以下の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、利用者に事前に通知することなく、一時的に本サービスの全部又は一部を停止できるものとします。

- ( 1 ) 本サービスの提供用設備に緊急又は定期的な保守が必要な場合
- ( 2 ) 火災、停電、天災地変、戦争、暴動又は労働争議等により、本サービスの全部又は一部の提供が困難となった場合
- ( 3 ) 電気通信事業者が本サービスの提供に必要な電気通信サービスを中断又は中止した場合
- ( 4 ) その他技術上又は運用上の理由により、必要であると認められる場合

#### 第 19 条 ( サービスの変更 )

機構は、根拠法の変更等に伴い、本サービスの全部又は一部を変更する場合があります。

#### 第 20 条 ( 知的財産権 )

利用者は、本サービスの利用に際して貸与又は提供されるソフトウェア等のプログラム又はその他の著作物 ( 各種手順書、本規約等 ) についての著作権、その他知的財産権等全ての権利は、開発者等に留保されていることを承認するものとします。当規定は利用者による本サービス利用の終了後も有効とします。

#### 第 21 条 ( 免責事由 )

1 デジタル庁又は機構は、デジタル庁又は機構に責を帰すことができない以下の事由により生じた損害については、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

- ( 1 ) 地震、噴火、津波、台風などの自然災害に起因して損害が発生した場合
- ( 2 ) 戦争、テロ、暴動、変乱、争乱、労働争議に起因して損害が発生した場合
- ( 3 ) 放射性物質、爆発性物質、環境汚染物質に起因して損害が発生した場合
- ( 4 ) 本サービスにおいて用いられている、一般的な技術水準に照らし安全とされている暗号又はセキュリティ対策が破られたことにより損害が発生した場合
- ( 5 ) 上記 ( 1 ) から ( 4 ) 各号のほか、不可抗力により損害が発生した場合
- ( 6 ) 利用者の秘密鍵が漏えい等したことにより損害が発生した場合
- ( 7 ) 利用者が本規約等に違反したことにより損害が発生した場合

2 デジタル庁又は機構は、以下の各号に定める事由のいずれかに起因して利用者に損害が生じた場合であっても、当該事由がデジタル庁又は機構に責を帰すことができない事由である場合には、一切の賠償責任を負わないものとします。

- ( 1 ) 火災、停電、公共サービス機関の業務停止等に起因して損害が発生した場合
- ( 2 ) 利用者の使用するソフトウェア、ハードウェア、システム、ネットワーク等に瑕疵、障害その他の問題又は誤操作等により損害が発生した場合
- ( 3 ) 利用者によるカード代替電磁的記録の利用により利用者のコンピュータシステム等のハードウェア又はソフトウェアに何らかの影響又は障害が発生したことにより損害が発生した場合

- (4) デジタル庁又は機構が利用する本サービスの提供用設備に、緊急の保守を実施したことにより損害が発生した場合

#### 第 22 条（損害賠償責任）

デジタル庁又は機構は、カード代替電磁的記録に係る業務の遂行において、職員が故意又は過失によって利用者に損害を与えた場合等、デジタル庁又は機構の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第 23 条（規約の改定）

- 1 機構は、利用者の承諾を得なくても、正当な理由がある場合には、本規約を改定できるものとし、利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。
- 2 前項の規定は機構が当該改定を Web 等において公表した時をもって利用者に適用されるものとします。利用者は、カード代替電磁的記録の発行を受けた後に改定が行われた場合であっても、かかる公表後は改定後の本規約を遵守して本サービスを利用することについて同意するものとします。

#### 第 24 条（準拠法）

本規約等の成立、解釈及び履行等は全て日本国法に準拠するものとします。

#### 第 25 条（輸出規制の遵守）

利用者は、本サービスに関連して使用するソフトウェア及び情報技術の全部若しくは一部の輸出について、日本又は他の国の輸出法規及び国際合意を遵守するものとします。

#### 第 26 条（管轄裁判所）

本規約等及び本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上